

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・上天草市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・市民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル、3. 個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、156、158、161の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者ふれあい課
②所属長の役職名	高齢者ふれあい課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課 0964-26-5526
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 高齢者ふれあい課 0969-28-3360
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における情報連携については、事務取扱担当者を登録しているものに限っており、通常の業務においてマイナンバーを利用することはない。また、書類上で取得したマイナンバー等の個人情報については、適切な管理・保管、確実な廃棄を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムは、業務上必要な職員のみ利用可能な設定をしており、利用に際してはID・パスワードによってログイン管理している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	評価書名、個人のプライバシー等の権利利権の保護の宣言、特記事項、I-1-①事務の名称	介護保険に関する事務(介護保険賦課徴収事業)	介護保険に関する事務	事後	
平成29年11月17日	I-1-②事務の概要	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課の事務を行っている。	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成29年11月17日	I-1-③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
平成29年11月17日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル、3. 個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	事後	
平成29年11月17日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第93号、第94号	番号法第19条第7項 別表第二 第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号、第11号、第26号、第30号、第33号、第39号、第42号、第56号、第58号、第61号、第62号、第80号、第87号、第90号、第93号、第94号、第95号、第108号	事前	
平成29年11月17日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	平成27年9月1日時点	平成29年10月1日時点		
平成29年11月17日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月1日時点	平成29年10月1日時点		
平成30年12月18日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	平成29年10月1日時点	平成30年10月1日時点		
平成30年12月18日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	平成29年10月1日時点	平成30年10月1日時点		
令和1年6月27日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課 0964-26-5526		
令和1年6月27日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地 1 上天草市役所 健康福祉部 高齢者ふれあい課	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地 1 上天草市役所 健康福祉部 高齢者ふれあい課 0969-28-3360		
令和1年6月27日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	平成30年10月1日時点	令和1年6月21日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	平成30年10月1日時点	令和1年6月21日時点		
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式に変更に伴う修正
令和2年9月11日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	令和1年6月21日時点	令和2年9月11日時点		
令和2年9月11日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月21日時点	令和2年9月11日時点		
令和5年2月13日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、伝送通信ソフト	介護保険システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・ 電子申請機能		
令和5年2月13日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	令和2年9月11日時点	令和5年2月13日時点		
令和5年2月13日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	令和2年9月11日時点	令和5年2月13日時点		
令和5年10月31日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	令和5年2月13日時点	令和6年3月29日時点		
令和5年10月31日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	令和5年2月13日時点	令和6年3月29日時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68号	番号法第9条第1項 別表100の項		
令和7年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第1号、第2号、 第3号、第4号、第6号、第8号、第11号、第26号、 第30号、第33号、第39号、第42号、第56号、第58号、 第61号、第62号、第80号、第87号、第90号、第93号、 第94号、第95号、第108号	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、 65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、 125、128、131、132、137、144、145、156、158、 161の項 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表131、132の項		
令和7年6月30日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	令和6年3月29日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月29日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	新設		
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I-1-②事務の概要	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。 地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・上天草市は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・市民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等行う。		
令和7年10月31日	I-1-③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、介護情報基盤		
令和7年10月31日	Ⅱしき値判断項目 1.対象人数	令和7年6月30日時点	令和7年10月31日時点		
令和7年10月31日	Ⅱしき値判断項目 2.取扱者数	令和7年6月30日時点	令和7年10月31日時点		